

確定申告は便利なe-Taxで

蒲田税務署 清宮義男署長に聞く



<プロフィール>

清宮 義男（せいみや よしお）

荏原税務署副署長、柏崎税務署長、東京国税局資料調査第3課長などを経て現職に就任。趣味は温泉地巡りで、お薦めの温泉は、新潟県の笹倉温泉。また、歴史にも興味が有り、最近では上杉家ゆかりの地を巡ったという。

PC使い 申告書作成指導

東京の空の玄関、羽田空港を管内に擁する蒲田税務署。同署は「納税者の視点に立った税務行政の運営」をスローガンに、納税者の利便性向上に力を入れる。窓口業務のワンストップ化をはじめ、e-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及促進、国税庁ホームページの周知など、その取り組みは多岐にわたる。同署の取り組みについて、清宮義男署長に詳しく話を聞いた。（本文敬称略）【本紙・瀬戸山敬史】

Q. 蒲田税務署について教えてください。

清宮 大田区の南部に位置し、区の約半分を管轄しています。管内に羽田空港を擁しており、面積で見ると、蒲田税務署管内の約4割は羽田空港の敷地が占めています。

管内には中小の「機械部品等受託加工業」が集中しており、日本のハイテク産業を支える企業・事業者が活躍する街として発展してきました。

Q. 蒲田税務署の取り組みについて教えてください。

清宮 昨年7月から全国の税務署で窓口業務の「ワンストップサービス」を開始しました。蒲田税務署では、1階の総合受付にお越しただくと、各種申告書の提出や簡易な税務相談など、署内のほとんどの手続きを行うことができます。

また、国税庁ホームページの周知やe-Taxの活用した納税者サービスの向上にも力を入れています。

Q. 間もなく確定申告期を迎えますが、確定申告期につきましても、大勢の納税者が窓口にお見えになりますので、1階の総合受付に隣接して所得税等の申告書提出専用の臨時窓口を設けることにしています。また、申告書の記載方法などについてのご相談は、2階フロアの、パソコンによる申告書作成指導会場をご利用いただくことにしています。

Q. パソコンで申告書の作成ができるのですか？

清宮 インターネット接続ができる環境にある方は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただけます。

確定申告期にきましては、大勢の納税者が窓口にお見えになりますので、1階の総合受付に隣接して所得税等の申告書提出専用の臨時窓口を設けることにしています。また、申告書の記載方法などについてのご相談は、2階フロアの、パソコンによる申告書作成指導会場をご利用いただくことにしています。

すし、印刷して書面で提出することもできます。

蒲田税務署では、多くの納税者に利便性を体験していただけるように、相談会場にパソコンを配置して「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成指導を行っています。

Q. e-Taxとはどのようなものですか？

清宮 自宅やオフィスあるいは税理士事務所などから、インターネット環境を利用して確定申告や納税ができるシステムです。e-Taxを利用すると、たとえば、所得税の申告では、3年間保存という条件はありますが、医療費控除を受ける場合など、源泉徴収票や領収書の添付が必要になります。また、1回に限りますが、最高5千円の

税額控除を受けられる制度もあります。このほか、e-Taxで還付申告をすると、通常6週間くらい要する還付手続きが3週間程度に短縮されます。

何より、申告や納税のために税務署へ出かける必要がなくなり、時間と労力が節約できますので、納税者の皆様にはぜひ



ひe-Taxを活用していただきたいと思います。

Q. e-Taxを利用している何か分からないことがあった場合、どうしたらいいでしょうか？

インフラとハートの両面で 納税者サービスに努める

Q. 地元とのつながりはいかがでしょう。

清宮 蒲田地区は、昔ながらの町工場が多く、人情味あふれた街だと思います。地域のまとまりがよく、地元の税務協力6団体の活動も非常に活発です。e-Taxの普及促進や租税教室といったさまざまな面でご支援いただいております。昨年10月には「e-Tax利用宣

言」をしていただいたほか、11月の「税を考える週間」には、税務署と関係団体が一緒になり管内をパレードし、税に関心を寄せていただくよう呼びかけました。

Q. 税務署長としての心がけていることはありますか。

清宮 わたしは、納税者の方の信頼と理解を得るためにも、ワンストップ

清宮 国税庁ホームページのe-TaxコーナーにQ&Aが設けられているので、それを見ただけで分らなかったこともほとんど解決できると思います。また、電話によるヘルプデスクが設置されており、気軽に電話していただければ、申告書の送信終了まで丁寧にサポートします。

Q. e-Taxと連動した「ダイレクト納付」のサービスも始まったそうですね。

清宮 e-Taxを利用して電子申告をした後にダイレクト納付を利用すると、即時または指定した期日に、指定した預貯金口座から納付することができます。事前に利用届出書を提出することが必要ですが、自宅やオフィスから納税できるほか、インターネットバンキング契約なども不要です。ぜひご利用ください。

サービスなどの環境整備に加え、職員が常に納税者の皆様の視点に立って親切丁寧な対応を心がけることが不可欠だと思っておりますので、インフラとハートを組み合わせた納税者サービスに努めていきたいと考えています。

税務職員の使命は「適正・公平な課税」を実現することです。職員一人ひとりが使命を全うできる職場環境を整備することも、署長としての役割だと思っています。

めざします 企業の繁栄と社会への貢献



社団法人 **蒲田法人会**

〒144-0052 東京都大田区蒲田5丁目40番1号

TEL：03-3734-7300 FAX：03-3734-7399

URL：http://www.houjinkai-kamata.jp

E-mail kamatahoujinkai@houjinkai-kamata.jp

税理士を依頼するなら、地域の私たちへ！

東京税理士会 蒲田支部

〒144-0052 東京都大田区蒲田5丁目43番7号

ロイヤルハイツ蒲田301

TEL：03-3734-5556（代表）～8番 FAX：03-3732-8165

URL：http://www.znet-kmt.jp/

【表】自動車重量税の税率の概要(案)

車種	車検期間		本則税率	現行税率(～30.4.30)		改正案	
				自家用	営業用	自家用	営業用
検査自動車	乗用自動車	3年 車両重量 0.5t ごと	7500	18900	—	15000	—
		2年 ”	5000	12600	—	10000	—
		1年 ”	2500	6300	2800	5000	2700
	バス	1年 車両重量 1t ごと	2500	6300	2800	5000	2700
		2年 ”	5000	12600	5600	10000	5400
		1年 ”	2500	6300	2800	5000	2700
	トラック	車両総重量 2.5t 超	5000	8800	5600	7600	5400
		2年 ”	2500	4400	2800	3800	2700
		1年 ”	5000	12600	5600	10000	5400
	特種車	1年 ”	2500	6300	2800	5000	2700
		3年 定額	4500	7500	5100	6600	4800
		2年 ”	3000	5000	3400	4400	3200
	小型二輪	1年 ”	1500	2500	1700	2200	1600
		3年 ”	7500	13200	—	11400	—
		2年 ”	5000	8800	5600	7600	5400
検査対象軽自動車	検査対象外軽自動車	1年 ”	2500	4400	2800	3800	2700
		2年 ”	4000	6300	4500	5500	4300
		1年 ”	7500	13200	8400	11300	8100

先ごろ閣議決定された平成22年度税制改正大綱において、自動車重量税の暫定税率引き下げが打ち出された。減税となれば喜ばしいところだが、当初うたったいた暫定税率の「撤廃」に比べれば、その内容は小粒。一方、エコカー減税が内容に若干の変化を加えつつ2年間延長された。来年以降に暫定税率が廃止される可能性も考えれば、いつ買えば一番得なのか非常に悩ましいところだ。

平成22年度税制改正大綱で「自動車重量税減免措置は同24年4月末まで」「自動車取得税減免措置は同24年3月末まで」についてあらためて確認された。変更なしならば、「同24年3月末までに買えばいつ買っても一緒」と勘違いしそだが、実は今年の4月以降まで待ったほうが一部の車種については若干お得になる。

自動車いま買ったほうがお得？

暫定税率廃止の動きに要注意

このカラクリの裏にあるのは、同じく改正される「自動車重量税の暫定税率引き下げ」の存在だ。普通車の自動車重量税の本則税率は年間2500円だが、これまで暫定税率として0.5トン当たり年間3800円が上乗せされていた。それが同22年度から上乗せ分が2500円に引き下げられるのだ。これにより、エコカーを購入した場合、50%減税対象車は0.5トンにつき650円、75%減税対象車は0.5トンにつき325円税金が安くなる。引き下げ開始時期については明言されておらず、改正の行方を見守る必要がある。

この暫定税率引き下げは、バスやトラック、また軽自動車なども対象だ（それぞれの税率は表）。ただし、中古車を買う際には18年超経過する「経年車」に要注意。この税率は現行の6300円が維持される。一方、自動車取得税は現行の税率が維持された。これら税率について、大綱を発表するギリギリまでもめた末に延長が決定。政府税制調査会では「廃止」でまとまっていたが、最終的に「税率維持」を訴えた小沢一郎幹事長案を鳩山首相がのんだかたちになった。自動車買い替えを検討している人にとって悩ましいのが、この「暫定税率」の存在だ。来年の税制改正によって、今度こそ撤廃になる可能性もあるからだ。

しかし、もし暫定税率撤廃となれば、引き換えてエコカー減税が廃止されるという事態もあり得る。単純に暫定税率エコカー減税ともに廃止になった場合、暫定税率分よりもエコカー減税分の額のほうが大きい。ため、エコカーを買いたいと考えている人にとっては損だ。さらに、暫定税率撤廃となった際には入れ替わりで環境税が課される可能性が高く、税率次第では暫定税率と同水準となることも考えられる。となると、エコカー減税対象車を購入希望の場合は、減税措置が維持されているうちに買うのが安全策だといえる。もうひとつ忘れてはならないのが「エコカー補助金」だ。当初同22年3月末までとなっていたが、同年9月末まで延長されることが決定。だが、それ以降どうなるかについては、現時点ではまだ分かっていない。エコカー対象車種の購入を検討しているならば、補助金のことと勘案し、同年4月以降から9月末の間に購入するのが一番お得といえるかもしれない。検討しているのが非対象車ならば、来年以降を待つのが安全といえそう。

外国子会社 配当免除で見解

国税庁は平成21年度税制改正で導入された「外国子会社配当益金不算入制度」（配当免税制度）について、Q&Aを公開した。同制度は、一定の外国子会社から受ける配当額などを益金不算入にするというもの。同21年4月1日以後に開始する事業年度から適用開始されている。同制度には、外国子会社合算税制や外国税額控除制度との関係から一部経過措置が設けられており、今回のQ&Aではそのため生じる疑問点について回答している。たとえば、3月決算の

内国法人が3月決算の「特定外国子会社等」から同年6月30日に配当を受けたような場合、配当免除制度が適用できるか疑問が生じるが、これについてはできないとしている。子会社が「特定外国子会社等」に該当する場合、改正法の施行日前に開始した事業年度にかかる配当には配当免除制度は適用しないとしている。また、今回の改正で配当額を課税基準として課される外国法人税は外国税額控除制度の適用対象外となった。このことにより、3月決算の内国法人が12月決算の外国子会社から同年3月10日の配当決議の結果にともない、同年6月10日に源泉徴収のうえ配当の支払いを受けたような場合、配当免除、外国税額控除の両制度とも適用できないと考えてしまう。だがQ&Aではこの場合外国税額控除制度を適用すると回答。同制度が適用されないのは、配当免除制度が適用されることにより二重課税の調整が必要となった配当であり、配当免除制度が適用されない場合は外国税額控除制度の適用対象になるとしている。

国税庁がQ & Aを公開

ダブル適用もOK

国税庁はこのほど、平成21年度税制改正で「特定の長期所有土地などの所得の特別控除」（租税特別措置法65条の5の2）や「同21年および同22年に土地などの先行取得をした場合の課税の特例」（措置法66条の2）が新設されたことを受け、措置法関係通達に所要の整備を加えたことを公表した。同控除は、法人が同21年1月1日から同22年12月31日まで（指定期間）に取得した国内にある土地などで、所有期間が5年超となるものを譲渡した場合、譲渡利益金額の80%（先行取得したのが同22年中のみなら60%）まで、圧縮記帳することができるという内容。このたび公表された通達により、圧縮記帳の適用を受ける届出書を提出したものの、その後適用を受けずに譲渡した場合も、譲渡利益金額について控除の適用を受けられることとなる。また、圧縮割合について、先行取得した土地などが同21年分と同22年分のいずれもある場合は80%が適用されると明記。ただし、同21年中に先行取得した土地などがあっても、すでに全額を減額しており、圧縮記帳の適用を受けるものが同22年度に取得したのみなら60%を適用する。

土地譲渡特例で通達

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



全国法人会総連合会長 大橋 光夫

法人会は、適正な申告納税をめざす企業の間から生まれた団体です。地域経済の中核を担う中小企業の活性化につながる税制改正提言や、未来を担う子供達に租税教育を行うなど、会員企業が自ら中心となって様々な活動を展開し、地域社会のお役に立ち信頼される存在になろうと努めています。

全法連は、約 100 万社の会員企業
41 都道府県に 442 の会を擁する団体です。

——主な活動は——

- ◆税や財政・企業経営などをテーマとした講演会やセミナーを開催しています。
- ◆最新の税制や経営情報を提供しています。
- ◆様々な分野の経営者が集まって異業種交流を行っています。
- ◆充実した福利厚生制度により企業や従業員の安心をサポートします。

法人会では皆様のご参加をお待ちしています。

●入会のお申し込み・お問い合わせはお近くの法人会事務局までご連絡ください。上記は法人会の標準的な活動を紹介しています。法人であれば規模、業種を問わず法人会にご加入いただけます。会費はそれぞれの法人会によって異なります。



TAX・経営プチ解説

倒産防止共済が拡充
掛金月額 20 万円に

中小企業の取引先が倒産したことによる連鎖倒産を避ける目的で、中小企業基盤整備機構は「経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）」という制度を設けている。経営状態の悪化による倒産の増加にともない重要度が増しているが、平成22年度の税制改正大綱に同制度の拡充が盛り込まれた。

この共済は、取引先が倒産し売掛金が回収困難となった際に、積立掛金の10倍を限度に売掛金債権額を貸し付けてもらえるという制度だ。貸し付けは無担保、無保証人、無利子で行われる。

月々の掛け金は、5千円から8万円の間で5千円ごとに自由に設定することができる。積立限度



▲不況にあえぐ中小企業の数が増加の一途

額320万円、貸付金限度額3200万円となっている。

改正により、この「貸付金の限度額」が8千万円まで引き上げられる予定だ。それに合わせ、掛金総額の限度額が800万円に、掛金月額の限度額が20万円にそれぞれ拡充される。

拡充となる背景には、現在の貸付限度額である3200万円では、全体の1割強の企業が売掛金債権額を満たすことができないという現状がある。この限度額が8千万円まで引き上げられれば、95%の企業が売掛金債権額を満たせるようになる目算だ。

同共済は、支払った掛金全額が支払った事業年度の損金に算入できるために税務のうえでも非常にオイシイ仕組みになっている。さらに、納付

月数が40カ月以上たてば、任意解約の場合でも100%の解約返戻金を受け取ることができるため、取引先の倒産というリスクをヘッジする目的に合わせ、余裕があるときに節税しながら貯蓄し、経営が厳しくなったら掛け金を引き出す——という柔軟な利用も可能なのだ。

借地権の権利金

「相当の地代」とは

土地を利用する権利である借地権。借地権を設定する際には、地代のほかに権利金などの一時金を受け取るのが通例となっている。

税務でも、この通例に対応する制度がある。権利金を収受する慣行があるにもかかわらず収受しない場合には、借地権設定にあたり権利金が発生することを前提に、原則として権利金の「認定課税」が行われるのだ。権利金が発生していない取引でも、権利金に相当する額が、土地の所有者である法人には寄付金、借地人である法人には益金

バリアフリー改修

対象範囲に要注意

「超高齢化社会」に突入しつつある日本。独居老人の孤独死などが問題となるなか、高齢者に適した住宅づくりが急務とされている。

政府も「高齢者が安心して自立して暮らせる」住宅づくりを重要視し力を入れており、政策で後押ししている。そんな後押し制度のひとつが、「特定増改築等住宅借入金等特別控除」、いわゆる「バリアフリー改修促進税制」だ。同税制は平成21年度末までの時限措置だったが、このほど発表された同22年度税制改正により、2年間の延長が決定された。

同税制は、5年以上のローンを組んで30万円を超えるバリアフリー改修工事を含む増改築を行った場合、年末借入残高の一定割合を5年間に

として認定されることになる。

しかし、権利金の収受に代えて「相当の地代」を収受しているときは、権利金の認定課税は行われないとされている。この場合には契約書でそのあとの地代の改訂方法を定めるとともに、「相当の地代の改訂方法に関する届出書」を借地人と連名で土地所有者の納税地を提出しなければならない。また、契約書において、将来借地人がその土地を無償で返還することが定められ、「土地の無償返還に関する届出書」を所有者と借地人連名で提出している場合も権利金認定はされない。

では、権利金に代えることのできる「相当の地代」はどのように算出するのだろうか。これはおおむねその土地の更地価額の6%程度とされる。この場合の土地の更地価額は、その土地の時価だ。ただし、課税上弊害がない限り(1)その土地の近くにある類似した土地の公示価格などから合理的に計算した価額(2)その土地の相続税評価額またはその評価額の過去3年間の平均額——によることも認められている。なお、相当の地代はおおむね3年以下の期間ごとに見直しを行わなければならない。

わたって所得税額から控除できるというもの。年末借入残高は1千万円が上限だ。うちバリアフリー改修工事費部分(200万円まで)の控除率は2%、それ以外の部分は1%となる。一般の住宅ローン控除の要件も満たしていれば選択適用が可能だ。

同税制の適用対象者は、50歳以上の人、要介護認定者、障害者、65歳以上の親族と同居している人など。対象となるバリアフリー改修工事とは、廊下の拡幅、階段のこう配緩和、手すりの設置などだ。

ただし、同税制を利用する際には「対象とならない借入金」に注意しなければならない。

たとえば、①土地購入にかかるローンの年末残高しかない場合②使用者または事業主団体からの無利子または1%を下回る低利率による借入金③使用者または事業主団体から利子の援助を受けたため、給与所得者が実際に負担する金利が1%を下回った借入金——などは同制度の対象外となる。

石井末男税理士事務所

税理士
社会保険労務士

石井 末男

〒144-0043 東京都大田区羽田2丁目25番8号
TEL：03-3744-8440(代) FAX：03-5705-3991
E-mail ishiikaikei@tea.ocn.ne.jp

税理士

秋元 弘光

税理士

落合 義一

税理士

阿部 陽一

税理士

富田 美津子

〒144-0052 東京都大田区蒲田5丁目46番1号秋元ビル6・7階
TEL：03-3738-1101(代)～5 FAX：03-3739-1100

税理士法人 山本税務会計事務所

代表社員 山本 竜三郎

税理士 山本 松郎

税理士 小澤 正明

税理士 竹内 幸司

事務所 東京都大田区東蒲田2-26-12

〒144-0031 電話 03(3739)1651 番

税理士

工藤 義男

〒144-0047 東京都大田区萩中1丁目9番8号

TEL：03-3742-0476・0477 / 03-3745-1211

納 税 通 信

東京国税局管内 特別号外
大田区エリア版 蒲田税務署編
平成22年2月5日発行
©エヌビー通信社

『納税通信』（東京国税局管内 特別号外 大田区エリア版）は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、大田区内全域の『日本経済新聞』（宅配分）に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては蒲田税務署に取材面でご協力いただきました。また、蒲田法人会、東京税理士会蒲田支部をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士の先生方、さらには地元に着した活動を展開する保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エヌビー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞
本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料（前納・送料共）36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

驚くべき情報収集力

机上調査とは、実地調査に先立って行われるもので、限られた人員で効率的な実地調査を行うための情報収集とあったところだ。机上調査では、入念な「机上調査」の存在がある。



▲申告書のウソも税務署はお見通し

厳しさを増す相続税調査

法人税調査と異なり、相続税調査はそれほど多く実施されているわけではない。そのため、納税者にとってみれば、相続税調査は、謎のベールに包まれた存在だ。それにも増して近年、厳しさを増しているとの指摘もあり、調査手法や段取り、調査先の選定方法などにはやはり気になるところだ。最近の相続税調査の現場に迫った。

実地調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取られている」とみている。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

実際に調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取られている」とみている。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

実際に調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

は、被相続人や相続人の所得税の確定申告書、会社経営者なら法人税の確定申告書、財産債務明細書、各種法定調書、金融機関に照会した取引記録などといった資料が入念に検討され、実地調査に入る必要性を厳しくチェックすると同時に、実地調査での確認事項を整理する。元調査官によると、「相続税調査では、机上調査に最も時間をかける」のだという。つまり、実地調査が行われた段階で「すでに裏は取られている」とみている。遺族が実地調査の段階でなおも事実を隠そうものなら、さらに執拗な追及を受けることになる。

机上調査が終わると、次はいよいよ実地調査。実地調査が行われる場合、基本的には事前に電話連絡が入る。また、調査されるのは、ほとんどの場合が、被相続人の自宅である。

実際に調査が始まると、預金通帳や株券、印鑑などの保管場所を尋ね、現物を確認する。また、タンスや金庫、机の引き出しなどはその場で開けてもらい、中にあるものをすべて確認。それこそ、メモ帳のたぐいまで残らず確認する。というのも、被相続人が財産に関する自筆のメモ書きを残しているケースが意外に多い

実際、同20事務年度の実地調査でも、被相続人の自宅の金庫から、財産管理メモが見つかった。

相続人A氏は、被相続人の生前の収入や資産状況から、相続税の申告が必要と想定されたにもかかわらず無申告だったことから、被相続人の自宅を実地調査したところ、自宅の金庫から被相続人自筆の財産管理用と思われるメモが発見された。調査官は、このメモの内容と、A氏が提出した申告書の内容に非違があったため追及したところ、被相続人が経営していた店舗の倉庫に、数億円の現金の入ったダンボールが保管されていることを把握。さらに、複数の金融機関に多額の預貯金、有価証券の預け入れがあったことも分かり、最終的に7億3500万円の申告漏れ財産が把握された。その結果、重加算税3100万円を含む2億7200万円の追徴課税となった。

調査官は、自宅内のあらゆる情報から、申告漏れ財産の現物把握に結び付くものはいか、常に目を光らせている。香典帳や芳名帳、年賀状、アドレス帳、日記帳などともちろんのこと、トイレを借りる際に室内や廊下をさりげなく確認し、金融機関名の入ったカレンダーなどがなかったところまでチェックする。こうしたものから、申告書に記載のない銀行や証券会

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

被相続人のメモから数億円を発見も

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。

また、調査官は、調査中に遺族と交わす世間話もつぶさに分析している。世間話からは、故人の生活スタイルや趣味、親族間の関係などを聞き出し、調査に役立てる。また、「被相続人の死因」「被相続人の職歴」「被相続人の財産管理者」「納税資金の出所」など、相続税調査ではお決まりの質問もさりげなく投げかける。死因を聞くことで病気が事故かが分かり、さらに意思決定能力があったかどうかを探る。また、職歴は財産の全体像を推定するのに役立つ。財産の管理者が分かれば、管理者が被相続人の財産と自分の財産をきちんと区別して管理していたかを確認できるわけだ。たとえば、財産の管理者が相続人だった場合、被相続人の生前から財産を少しずつ自分名義に変更しているケースも想定されるため、重要な調査情報となる。

相続税調査は例年、課税対象者のおおむね3件に1件の割合で行われている。調査が実施されるのは、ほとんどが申告から3年以内だ。近年、厳しさを増しているといわれる相続税調査だけに、いざ調査が入ったときに遺族がおかしな対応をしてしまわないよう、十分に対策を練っておきたい。

社、その他取引金融機関の名前が出てくることもあるのだ。株取引がないはずなのに故人のアドレス帳から証券会社の担当者の連絡先が見つかったり、取引のないはずの金融機関から年賀状が届いていたなどすると、調査官は鋭く突っ込んでくる。ささいな情報から、課税漏れ財産の現物を把握するのが調査官の仕事なのだ。



2010年10月 国際線ターミナルOPEN！
お二人の夢を乗せて
羽田エアポートウエディング



歓送迎会・謝恩会・祝賀会や
各種パーティー等
皆様のお越しを
お待ちしております。

ご予約
お問合せ

羽田空港 BIG BIRD ギャラクシーホール
京浜急行羽田空港駅・東京モノレール羽田第1ビル駅直結
TEL：03-5757-8181 E-mail galaxy@jat-co.com



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIJO 大同生命

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161